

うねる波

農地解放、農業基本法に続く戦後三大改革と銘打ってとりまとめられた新農業基本法は、残念ながら国民の耳目を引くことも少なく、ひっそりと可決・成立されようとしている。法案は価格支持政策の撤廃等、市場原理の徹底と多面的機能の強化や中山間地域等への直接所得補償措置の導入等非経済的価値の重視とが綱引きする内容となっており、軸足をどこに置いていているのか、その基本スタンス、哲学がよくは見えない。さはさりながら、これをきっかけとして日本農業が活力を取り戻し、安全・良質な農産物を安定的に供給し、持続的・循環型の農業が構築されていくことを強く期待したい。

ところでこれにともなう政策は農業者、農協、政府がそれぞれの役割を担い、三位一体的な連携と同時に国民の理解があつてはじめて可能となるものであり、食料・農業・農村基本問題調査会答申では、「農業団体のあり方の見直し」について手短かに記述されているのみであるが、農協への期待は大きい。

今、農協にはいくつかの大きな波が押し寄せている。まず第一が高齢化、収益性の低下等にともなう営農基盤、組合員基盤の脆弱化の波である。第二が規制緩和の波で、新食糧法によって“最大の絆”である米の流通は大幅に自由化され、農協の米集荷力は徐々に低下し、青果物流通も市場外取引が増加し、併行して商系との契約栽培が増加している。第三の波がビッグバンに象徴される金融構造の変化である。ビッグバンの進行にともなって金融機関の競争激化と同質化がすすむ一方で、小口金融、とりわけ市民バンクやエコ・マネー等に代表される非公式金融が着実に広がってきてている。第四に、介護福祉、環境保全等新たな課題の出現に既往の協同組合組織が逡巡している間に、N P O(非営利組織)が非常な勢いで広まっている。

こうした動きは現在の協同組合、農協のあり方に本質的な問題を提起している。すなわちこれまで組合員ニーズへの対応や機能強化が強調されてきたが、社会、経済等の構造変化、価値観の多様化等潮流が変化するなかで、機能の強化は当然のこととして、もっと根源的に存在意義そのものが問われ始めている。既に組合員自身が生産法人、技術交流会、女性の組織化等独自のネットワークを形成し、地域を越えての活発な活動を展開し始めており、市民社会の台頭にともなう草の根からのネットワーク型の組織活動が組合員、農村の間でも胚胎している。組合員主体によるこれら活動と農協の活動、事業をクロスさせ、営農、地域の活性化につなげていくための農協の企画能力、リーダーシップの発揮が不可欠な状況にさしかかっている。「じいちゃん、ばあちゃんの農協」からの脱皮なしには日本農業、農村の将来展望は描けず、農協の主体的な変革がカギを握っていると言っても過言ではない。